

那賀町 一般会計等財務書類における注記

1.重要な会計方針

(1)有形固定資産等の評価基準及び評価方法

①有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア.昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路・河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ.昭和60年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

②無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2)有価証券等の評価基準及び評価方法

①満期保有目的有価証券

なし

②満期保有目的以外の有価証券

ア.市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

イ.市場価格のないもの……………取得原価

③出資金

ア.市場価格のあるもの

なし

イ.市場価格のないもの……………出資金額

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状況の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。

なお、実質価額の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしています。

また、公益法人への出資金については、公益法人の貸借対照表上に資本金の記載がないため、附属明細書の③投資及び出資金の明細において実質価額の算出は行わないこととします。

(3)棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当する事項はありません。

(4)有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除きます。)……定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

| | |
|-----|---------|
| 建物 | 10年～50年 |
| 工作物 | 6年～75年 |
| 物品 | 3年～15年 |

②無形固定資産(リース資産を除きます。)……定額法

ソフトウェアについては、当市における見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています。

③所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

……自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5)引当金の計上基準及び算定方法

①投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

②徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権および貸付金の徴収不能または回収不能に備えるため、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

③退職手当引当金

職員に対する退職手当の支給に備えるため、期末自己都合退職手当要支給額を計上しています。
なお、退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち那賀町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

④賞与等引当金

翌年度の6月支給予定の期末手当および勤勉手当ならびにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6)リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア.所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リースを除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ.ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(容易に換金可能であり、かつ、価値変動が僅少な
ただし、一般会計等においては、那賀町資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として
規定した預金等としています。)

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んで
います。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得原価又は見積価格が50万円(美術品は300万円)以上の場合に
資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるときに、又は固定
資産の取得価額等のおおむね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2. 重要な会計方針の変更等 (平成30年度における変更点)

(1) 会計方針の変更

なし

(2) 表示方法の変更

なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

なし

3. 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

なし

(4) 重大な災害等の発生

なし

4. 偶発債務

(1) 補償債務及び損失補償債務負担の状況

なし

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

なし

5.追加情報

(1)財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

①一般会計等の財務書類の会計区分は以下の通りです。

- 一般会計
- ケーブルテレビ事業特別会計

②地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受け払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③千円未満を四捨五入しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

| | | |
|----------|-----|---|
| 実質赤字比率 | - | % |
| 連結実質赤字比率 | - | % |
| 実質公債費比率 | 7.2 | % |
| 将来負担比率 | - | % |

⑤利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 なし

⑥繰越事業に係る将来支出予定額

| | | |
|------|-------|-----------|
| 一般会計 | 繰越明許費 | 460,955千円 |
|------|-------|-----------|

(2)貸借対照表に係る事項

①地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

| | |
|---------------------------|--------------|
| 標準財政規模 | 6,119,774千円 |
| 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 | 32,430千円 |
| 将来負担額 | 16,850,370千円 |
| 充当可能基金額 | 10,609,561千円 |
| 特定財源見込額 | 113,249千円 |
| 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 | 12,135,785千円 |

(3)行政コスト計算書に係る事項

該当する事項はありません。

(4)純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

①固定資産形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しております。

②余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しております。

(5) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 Δ 1,065,903 千円

② 既存の決算情報との関連性

| | 収入(歳入) | 支出(歳出) |
|-------------------------|----------------------|-------------------|
| 歳入歳出決算書 | 12,735,329千円 | 11,395,736千円 |
| 財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額 | 968,284千円 | 954,732千円 |
| 繰越金に伴う差額 | Δ 1,710,851千円 | |
| 会計間の資金移動に伴う差額 | Δ 49,009千円 | Δ 49,009千円 |
| 資金収支計算書 | 11,943,753千円 | 12,301,459千円 |

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計(ケーブルテレビ事業特別会計)の分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

| | |
|-----------------|-----------------------|
| 業務活動収支 | 1,419,812 千円 |
| 投資活動収支の国県等補助金収入 | 669,636 千円 |
| 未収債権額の増加 | 706,139 千円 |
| 未収債権額の減少 | Δ 694,513 千円 |
| 減価償却費 | Δ 4,496,807 千円 |
| 賞与等引当金繰入額(増減額) | Δ 438 千円 |
| 退職手当引当金繰入額(増減額) | Δ 62,938 千円 |
| 徴収不能引当金繰入額(増減額) | 1,701 千円 |
| 資産売却益 | - 千円 |
| 資産除売却損 | Δ 177 千円 |
| その他 | 46,348 千円 |
| 純資産変動計算書の本年度差額 | Δ 2,411,238 千円 |

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

| | |
|-------------|------|
| 一時借入金の限度額 | - 千円 |
| 一時借入金に係る利子額 | なし |

⑤ 重要な非資金取引

該当する事項はありません。